# 人事院規則二―九（人事院の法律顧問） （昭和五十九年人事院規則二―九）

人事院に、法第十三条第一項の法律顧問一を置く。

##### ２

法律顧問は、人事院の所掌する事務のうち、法律問題に関する重要事項について、人事院の諮問に答える。

##### ３

法律顧問は、人事院の権限に属する人事行政の基本に関する事項について、人事院に意見を述べることができる。

##### ４

法律顧問は、人事行政に関し識見を有し、かつ、法律に関し学識経験のある者のうちから、総裁が委嘱する。

##### ５

法律顧問の任期は、二年とする。

##### ６

法律顧問は、非常勤とする。